

協定締結団体との連携による空家等対策について

令和2年7月3日（金）に締結した「空家等対策協定」に基づき、愛知県司法書士会との連携による「空き家・登記無料相談」及び、（公社）愛知県宅地建物取引業協会（以下：宅建協会）との連携による「半田市空き家バンクの設置」を下記のとおり実施します。

記

1. 司法書士による空き家・登記無料相談

・概 要

建物の未相続等が原因で空き家となることを防ぐため、専門家である司法書士へ相談をする機会を設け、相談を通して建物の適切な相続・登記手続を誘導し、空き家の発生抑制や流通促進を図る。

- ・実施日時：毎月第2水曜日 午後1時～4時（初回：令和2年9月9日）
- ・実施場所：市役所3階 建築課前 相談室1
- ・受付方法：事前予約制（ただし、予約が入ってなければ相談可）

2. 半田市空き家バンク

・概 要

売買・賃貸について相談を受けた空き家を、「愛知県空き地・空き家バンクポータルサイト（宅建協会が開設）」に設置した半田市の空き家バンクへ登録し、空き家を利活用したい人とのマッチングを行うもの。双方のニーズを把握し、利活用方法の提案を個別に実施することで、空き家の活用・流通促進を図る。

・実施方法

物件の登録・利用の相談、活用提案は半田市・宅建協会が連携して実施。

掲載資料の作成、バンクへの登録、売買・賃貸の仲介・契約は宅建協会が実施。

- ・バンク設置日：令和2年9月1日（火）

3. PR方法

・市報・HPへの掲載

（空き家バンクは、半田市シティプロモーションサイトとのリンクも実施）

- ・公民館等公共施設へのチラシの設置
- ・空き家所有者へのダイレクトメールの送付
- ・自治区への周知
- ・老人会での案内など高齢者層への啓発